

山梨県公報

第百六十九号

令和三年

二月二十五日

木曜日

目次

告示

- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………六三
- 道路の区域変更……………六三
- 道路の供用開始(二件)……………六三
- 土地改良区役員の退任及び就任……………六四
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………六五
- 選挙管理委員会……………六六
- 政治団体の名称等の届出……………六六
- 人事委員会……………六六
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………六八

告示

山梨県告示第四十四号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。

令和三年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を1(2)の表とし、1(1)の表として次の一表を加える。

(1) 産業技術に関する設備及び機器

種別	区分	項目	単位	金額
機械、電子等に 係る産業技術に 関する	材料試験機器	超深度顕微鏡システム	1時間	1,020円

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款の前に次のように加える。

関連するもの		検査	金額
設計支援機器	検査照合システム	1時間	660円
加工機器	高精度ワイヤー放電加工機	1時間	2,680円

金属組織観 察	超深度顕微鏡システムによる 試験	1件	1,690円
------------	---------------------	----	--------

山梨県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 塩山勝沼線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山上於菅字浄土寺一七一九番一 地 先から 甲州市塩山上於菅字浄土寺一七一九番四 地 先まで	旧	一六・〇	四五・八
	新	一六・〇 一五・四	四五・八

山梨県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	道路の路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	中下条甲府線	甲府市宝一丁目四一番一八地先から 甲府市宝二丁目一三八番二地先まで	一一一・〇	令和三年三月二十五日

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	道路の路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市秋山字大ダミ二二八二四番一地从先から 上野原市秋山字大ダミ二二八二二番地先まで	六六・二	令和三年二月二十五日

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	今村正城	甲斐市龍地六四九三番地	令和三年一月三十一日
	有泉光夫	甲斐市宇津谷四四四五番地	同
	戸井弘幸	甲斐市龍地六六六六番地一	同
	小泉充	北杜市明野町三之蔵八六四番地	同
	大柴太雄	地 斐崎市穂坂町三之蔵四二六四番地	同
	根津義人	地 斐崎市穂坂町宮久保二四六六番地	同
	青木幸夫	斐崎市上ノ山九五四番地	同
	安部久雄	斐崎市岩下一一三六番地	同
	雨宮行比古	甲斐市宇津谷八三三三番地	同
	小林栄治	甲斐市宇津谷五一二二番地一	同
	山田今朝一	甲斐市宇津谷二九二三番地	同

規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年三月二十五日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年四月九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年八月二十五日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年二月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
若葉会 若尾しようこと山梨のこどもの未来を考える会	若尾 彰子	若尾 聡士	甲斐市竜王五六〇―一	令和三年一月二十一日	令和三年一月二十二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山梨県改革協議会	遠藤 長男			令和三年一月十六日	令和三年一月二十一日
旧		佐藤 茂樹				
新	新しい上野原を創る会		久島 順子		令和三年一月二十九日	令和三年二月一日
旧			功刀 孝子			

旧	新	旧	新	旧	新
富岳会		渡邊 元春		甲府市石和町四日市場一八一九 石和ニュー銀座街二一六 甲府市中央四一六一四 四六一四ハイム	
日本薬業政治連盟山梨支部		小 鹿 巧		令和三年一月十二日	
松本 崇		渡邊 余緒治		令和三年二月一日	
いちき伴子後援会		渡邊 元春		令和三年二月十日	

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	区分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に 係る公職の種類	異動年月日	届出年月日
	いちき伴子後援会					衆議院議員 参議院議員	令和二年十二月十一日	令和三年二月一日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
五十嵐ゆうこの後援会	深 沢 邦 秀	功 刀 た か こ	南アルプス市飯野一九二三	令和二年十二月三十一日	令和三年一月十八日
よねお会	深 沢 和 長	高 畑 和 蔵	南アルプス市六科二一〇七一五四	令和二年十一月三十日	令和三年一月二十六日
中込恵子後援会	中 込 孝	中 込 孝	南アルプス市西野二三四〇一五	令和二年十二月三十一日	令和三年一月十七日
わかな大介と夢・希望・甲府をつくる会	若 菜 大 介	若 菜 大 介	甲府市上今井町二七五一一	令和三年一月十七日	令和三年一月十九日
松山会	野 沢 耕 三	小 川 一 郎	笛吹市八代町北九五七	令和二年十二月三十一日	令和三年二月一日
相吉正一後援会	跡 部 治 賢	古 屋 克 巳	北杜市長坂町長坂下条一二三五一一	令和二年十二月二十五日	令和三年二月九日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日

奥山弘昌	県議会議員	奥山弘昌と歩む昌山会	山梨市万力一四七	奥山弘昌	令和二年十二月三十一日	令和三年一月二十一日
山本美智留	市議会議員	山本みちると北杜のこどもの未来を想う会	北杜市白州町白須一〇〇二一 白州甲斐駒団地二〇一	山本美智留	令和二年十二月三十一日	令和三年一月二十五日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
旧	向山輝	市議会議員	向山ひかり後援会			平成二十九年五月一日	令和三年二月四日
新	市來伴子	市議会議員	いちき伴子後援会	甲府市中央四一六一四 一四ハイム		令和三年一月十二日	令和三年二月一日
旧	市來伴子	衆議院議員	いちき伴子後援会	笛吹市石和町四日市場一八一九 石和ニュー銀座街二一六		令和二年十二月十一日	令和三年二月一日
新	佐野弘仁	市議会議員	佐野ひろひと後援会			平成三十一年四月三十日	令和三年一月二十二日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号。以下この条及び次条において「政令」という。）第二条に規定する期間に」を削り、「政令第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコ

ロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附則第四条第一項、第二項及び第四項中「、政令第二条に規定する期間に」を削る。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和三年二月十三日から適用する。